

板橋区まちづくり事業推進三部室連携会議設置要綱

令和3年5月7日 区長決定

(目的)

第1条 区が取り組むまちづくり事業の推進にあたり、都市整備部、土木部、まちづくり推進室の三部室が、事業内容、スケジュール及び役割分担について共通認識を持ち、強固な連携体制を構築することで、三部室間の協議、調整等を円滑に進めることを目的として、板橋区まちづくり事業推進三部室連携会議（以下「三部室連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 三部室連携会議は、次の事項を所掌する。

- (1) まちづくり推進室が所管する各種まちづくり事業の内容及びスケジュールの共有に関すること。
- (2) まちづくり推進室が所管する各種まちづくり事業の執行体制及び役割分担の確認に関すること。
- (3) まちづくり推進室が所管する各種まちづくり事業の推進に係る協議、連絡及び調整に関すること。
- (4) その他、まちづくり事業の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 三部室連携会議には、課長級会議及びその下部組織として係長級会議を置く。

(課長級会議)

第4条 課長級会議の委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

2 課長級会議には、委員が必要と認めた職員を出席させることができる。

3 課長級会議の議長は、まちづくり推進室長の職にある者をもって充てる。

4 議長は、三部室連携会議の会務を総括し、課長級会議を招集するとともに、主宰する。

5 議長代理者は、まちづくり調整課長の職にある者をもって充て、議長が欠けたとき又は議長に事故があるときは、議長の職務を代理する。

6 課長級会議は、原則として毎月1回程度開催する。

(係長級会議)

第5条 係長級会議は、別に定める構成員をもって構成する。

2 係長級会議には、課長級会議の委員又は構成員が必要と認めた職員を出席させることができる。

3 係長級会議は、原則として毎月2回程度開催する。

(事務局)

第6条 三部室連携会議の事務局は、まちづくり推進室まちづくり調整課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、三部室連携会議の運営に必要な事項は、まちづくり推進室長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第4条関係）

まちづくり推進室	まちづくり推進室長 まちづくり調整課長
都市整備部	都市計画課長
土木部	土木計画・交通安全課長